

兵庫県公報

令和6年9月10日 火曜日 第548号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）	2	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	3	3
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	4	4
○同上（同）	4	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4	4
○同上（同）	5	5
○同上（同）	5	5
○同上（同）	6	6
○同上（同）	7	7
○同上（同）	7	7
○同上（同）	8	8
○土地改良事業の工事の完了（同）	8	8
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	8	8
○特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	9	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9	9
○同上（同）	9	9
○公有水面の埋立免許（港湾課）	10	10
○建築基準法の規定による道の指定の取消（建築指導課）	13	13
○道路の位置指定（中播磨県民センター）	13	13
○同上（淡路県民局）	14	14
○同上（同）	14	14
公 告		
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14	14
病院局公告		
○兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営事業者選定に係るプロポーザルの募集公告	15	15

告 示

兵庫県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
かなやまレディースクリニック	洲本市下内膳74-1	令和6年8月1日
芦屋セントマリアクリニック	芦屋市大原町5-20	同 年7月1日
ひかり調剤薬局 芦屋店	同 市公光町10-21	同
V i +クリニック	伊丹市瑞穂6-44 イーストバリオ1F	同
コスモス薬局 正法寺	豊岡市正法寺612-1	同
フェニックス加古川記念病院	加古川市米田町平津384-1	令和6年7月28日
山中歯科医院	同 市加古川町美乃利470-2	同 月1日
みきやまクリニック	三木市末広二丁目12-23	同
川西スワン歯科・矯正歯科	川西市見野2-24-11 アークビル2F	同
訪問看護ステーション まる	同 市東多田1-7-26	令和6年6月27日
きしもと泌尿器科クリニック	三田市駅前町1-24	同 年7月1日
南歯科医院	同 市駅前町1-24-202	同
平野薬局	同 市駅前町1-25	同
いわくらクリニック	丹波篠山市乾新町98	令和6年8月1日
ふれあい薬局 篠山乾新町	同 市乾新町156-2	同
塩見医院	丹波市市島町上田505-1	同



兵庫県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋セントマリアクリニック	芦屋市大原町5-20
ひかり調剤薬局芦屋店	同 市公光町10-21
V i +クリニック	伊丹市瑞穂町6-44 イーストバリオ1F
共栄調剤薬局	同 市中央2-5-22
平位医院	豊岡市出石町福住383-7
コスモス薬局 正法寺	同 市正法寺613-1
医療法人社団和敬会 稲見胃腸外科	三木市大村871-3
川西スワン歯科・矯正歯科	川西市見野2-24-11 アークビル2F
南地内科	三田市つつじが丘北2-2-1

若林歯科医院	同 市対中町2—13
南歯科医院	同 市駅前町8—4 三田サウスⅢ—2F
平野薬局	同 市駅前町8—40
福原歯科医院	南あわじ市津井2277—16
スマイル薬局	加古郡播磨町野添1662—4

2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
訪問看護ステーション花うさぎ	豊岡市下宮2—8	所在地
訪問看護ステーションLaLa	加古川市野口町北野1161—10	所在地

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
芦屋川眼科	芦屋市西山町11—18 CH.158 3階
内田医院	宝塚市高司2—7—2



兵庫県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ゆあさ内科	川西市大和西2—1—8



兵庫県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所又は施術所及び所在地	指定年月日
岡尾 昌慈	伊丹市北園1—8—1	令和6年7月8日
岡崎 祐貴	クレエ接骨院 宝塚市湯本町3—11 メルヘン宝塚203	同 月30日

兵庫県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川西土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	佐伯真究	加古川市西神吉町宮前655番地

兵庫県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

真南条土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	圓谷守	丹波篠山市真南条下323番地2

兵庫県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市行原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上勝彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	澤野博之	同 市同区淡河町行原358番地
同	佐竹繁	同 市同区淡河町行原457番地
同	澤村光好	同 市同区淡河町行原431番地の7
同	中前裕志	同 市同区淡河町行原265番地
監事	井上克美	同 市同区淡河町行原68番地
同	上野直哉	同 市同区淡河町行原129番地の2
同	井上裕子	同 市同区淡河町行原447番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上勝彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	澤野博之	同 市同区淡河町行原358番地
同	佐竹繁	同 市同区淡河町行原457番地
同	澤村光好	同 市同区淡河町行原431番地の7
同	中前裕志	同 市同区淡河町行原265番地
監事	井上克美	同 市同区淡河町行原68番地
同	井上裕子	同 市同区淡河町行原447番地の1

兵庫県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市宮前土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田 晃三	神戸市西区平野町宮前68番地
同	戸田 盛雄	同 市同区平野町宮前405番地
同	井嶋 隆一	同 市同区糀台2丁目26番地3—513号
同	戸田 正次	同 市同区平野町宮前293番地の1
同	戸田 義博	同 市同区平野町宮前62番地の2
同	戸田 龍実	同 市同区平野町宮前440番地
同	黒田 光男	同 市同区平野町大畑319番地の2
同	黒田 泰嗣	同 市同区平野町大畑321番地
監事	加古 諭司	同 市同区平野町宮前67番地の2
同	藤田 聡	同 市同区平野町宮前437番地
同	黒田 康夫	同 市同区平野町大畑456番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田 晃三	神戸市西区平野町宮前68番地
同	戸田 盛雄	同 市同区平野町宮前405番地
同	藤田 聡	同 市同区平野町宮前437番地
同	戸田 龍実	同 市同区平野町宮前440番地
同	戸田 智晃	加古郡播磨町東本荘3丁目8番9号 ハーブテラスIリーフ201号
同	戸田 佳宏	神戸市西区平野町大畑185番地
監事	加古 諭司	同 市同区平野町宮前67番地の2
同	戸田 陽生	同 市同区平野町大畑181番地
同	井嶋 隆一	同 市同区糀台2丁目26番地3—513号

兵庫県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉田 正俊	高砂市荒井町扇町17番30号
同	岡田 幸三	同 市高砂町浜田町1丁目3番14号
同	三好 保昌	同 市荒井町小松原2丁目8番21号
同	山脇 和彦	同 市米田町古新368番地
同	穴田 正平	同 市米田町米田新173番地の1
同	田代 和文	同 市今市1丁目1番55号
同	池上 和男	同 市中島1丁目11番13号
監事	吉岡 一夫	加古川市米田町平津577番地の1
同	大濱 正則	高砂市荒井町千鳥2丁目21番3号
同	三好 啓一	同 市荒井町小松原4丁目114番地の7

同	尾 野 英 夫	同 市中島1丁目1番20号
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 田 正 俊	高砂市荒井町扇町17番30号
同	岡 田 和 美	同 市高砂町浜田町1丁目3番14号
同	松 本 昭 宣	同 市荒井町小松原1丁目11番44号
同	堀 内 義 高	同 市米田町古新359番地
同	穴 田 正 平	同 市米田町米田新173番地の1
同	田 代 和 文	同 市今市1丁目1番55号
同	池 上 和 男	同 市中島1丁目11番13号
監 事	吉 岡 一 夫	加古川市米田町平津577番地の1
同	大 濱 正 則	高砂市荒井町千鳥2丁目21番3号
同	三 好 啓 一	同 市荒井町小松原4丁目114番地の7
同	中 谷 勝 也	同 市中島1丁目12番17号



兵庫県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

上部井土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 野 増 男	高砂市中筋4丁目3番36号
同	井 郷 豊 嗣	加古川市東神吉町神吉195番地の1
同	高 田 厚	高砂市米田町塩市108番地の6
同	喜 多 正 人	加古川市東神吉町砂部173番地
同	岸 本 廣 三	同 市西神吉町大国377番地の1
同	長谷川 正 彦	同 市東神吉町西井ノ口103番地の5
同	伊 藤 範 秀	同 市米田町平津166番地の7
同	西 村 一 志	高砂市米田町島561番地
同	三 浦 紀 道	同 市神爪5丁目11番5号
同	中 森 均	同 市伊保東1丁目3番7号
同	原 雅 俊	同 市伊保2丁目2番31号
同	岸 田 直 樹	同 市中筋2丁目2番25号
同	北 野 益 生	同 市曾根町1334番地の1
同	榮 井 彰 成	同 市曾根町1864番地の5
監 事	植 田 儀 一	加古川市西神吉町中西293番地の1
同	西 谷 勲	高砂市米田町米田674番地
同	原 香	同 市阿弥陀町南池244番地の1
同	佐 伯 眞 究	加古川市西神吉町宮前655番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 郷 豊 嗣	加古川市東神吉町神吉195番地の1
同	高 田 厚	高砂市米田町塩市108番地の6
同	北 野 益 生	同 市曾根町1334番地の1
同	西 村 一 志	同 市米田町島561番地
同	赤 松 茂	加古川市東神吉町西井ノ口96番地の6
同	岸 本 誠	同 市西神吉町大国12番地の3
同	長谷川 正 己	同 市東神吉町西井ノ口713番地の1

同	高 井 久 己	同	市西神吉町岸433番地
同	伊 藤 範 秀	同	市米田町平津166番地の7
同	増 田 浩 之	高砂市神爪4丁目12番4号	
同	中 森 均	同	市伊保東1丁目3番7号
同	青 木 充 弘	同	市伊保崎1丁目9番31号
同	山 下 雅 史	同	市松陽2丁目16番地の2
同	庄 司 茂	同	市中筋5丁目18番19号
同	榮 井 彰 成	同	市曾根町1864番地の5
監 事	植 田 儀 一	加古川市西神吉町中西293番地の1	
同	西 谷 勲	高砂市米田町米田674番地	
同	松 本 敏 史	同	市阿弥陀町北池73番地の1
同	佐 伯 眞 究	加古川市西神吉町宮前655番地	



兵庫県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

御津西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	白 銀 秀 光	たつの市御津町朝臣802番地2
同	池 本 章 夫	同 市御津町岩見610番地3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岩 本 利 康	たつの市御津町朝臣807番地6
同	山 下 勉	同 市御津町岩見618番地15



兵庫県告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

口塩久矢ノ内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 田 正 徳	丹波市青垣町口塩久345番地2
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地1
同	足 立 敏 彰	同 市青垣町口塩久380番地
同	足 立 義 行	同 市青垣町口塩久266番地6
同	足 立 惠 彦	同 市青垣町口塩久533番地
監 事	足 立 秀 一	同 市青垣町口塩久510番地
同	足 立 昌 彦	同 市青垣町沢野1380番地3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岸 田 正 徳	丹波市青垣町口塩久345番地2
同	足 立 義 和	同 市青垣町沢野1458番地1
同	足 立 惠 彦	同 市青垣町口塩久533番地
同	足 立 義 行	同 市青垣町口塩久266番地6

同	足 立 敏 彰	同	市青垣町口塩久380番地
監 事	足 立 直 之	同	市青垣町口塩久504番地
同	足 立 昌 彦	同	市青垣町沢野1380番地3

兵庫県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

上八木土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柏 木 宗	南あわじ市八木養宜上227番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柏 木 洋	南あわじ市八木養宜上227番地

兵庫県告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
居組地区土地改良事業 共同施行	組合単独土地改良事業（非 補助）	居組地区	美方郡新温泉町居組	平成19. 4. 1	平成20. 3. 31	

兵庫県告示第866号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
鳥飼区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	令和6年8月21日
都志区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同上

兵庫県告示第867号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区	同意成立年月日
のり養殖業 塩屋、東垂水加入区	令和6年8月21日
のり養殖業 須磨浦加入区	同上
のり養殖業 東須磨加入区	同上
のり養殖業 明石浦加入区	同上
のり養殖業 林崎加入区	同上
のり養殖業 東二見加入区	同上
のり養殖業 西二見加入区	同上
のり養殖業 家島加入区	同上
のり養殖業 富島加入区	同上
のり養殖業 浅野浦加入区	同上
のり養殖業 育波浦加入区	同上
のり養殖業 室津浦加入区	同上
のり養殖業 五色町、湊加入区	同上



兵庫県告示第868号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
みどり丘	姫路市		夢前町前之庄	七 廻 みどり丘 参 丁 目 恵ヶ谷	760番6の一部、760番58、760番60から760番69まで、760番73、760番74の一部 760番22、760番32、760番34から760番36まで、760番42から760番50まで、760番52、760番53、760番55、760番57 871番1の一部



兵庫県告示第869号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
国領	丹波市		春日町国領	西山王	1958番、1958番1、1958番2、1970番1、1970番2、1971番から1973番まで、1974番2の一部、1994番2、2005番1の一部、2005番2、2005番3、2012番から2014番まで3307番から3312番までの各一部



兵庫県告示第870号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、令和6年8月28日次の公有水面の埋立てを免許した。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称 兵庫県

代表者 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

氏名 兵庫県知事 齋藤元彦

2 埋立区域

(1) 位置

姫路市網干区浜田字南新々田1645番地から同1651番地、同1641番地、同1640番地を経て、同1635番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点のうち⑮の地点から④の地点までを順に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑮の地点から④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑮の地点 三等三角点網干（北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794）から227度31分44.967秒 2312.00メートルの地点

⑰の地点 ⑮の地点から 189度38分11秒 17.79メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 189度22分8秒 48.91メートルの地点

㉑の地点 ⑱の地点から 270度54分17秒 0.38メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 189度22分52秒 10.92メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 189度22分36秒 33.06メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 189度22分41秒 16.52メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から 189度22分40秒 36.36メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から 189度22分42秒 25.00メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から 189度39分57秒 24.61メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から 189度17分10秒 15.94メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から 189度17分18秒 4.01メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から 188度29分53秒 32.45メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から 271度8分54秒 0.45メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から 179度13分39秒 2.52メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から 270度52分3秒 109.17メートルの地点

③④の地点	③③の地点から	9度35分53秒	0.49メートルの地点
③⑤の地点	③④の地点から	9度47分34秒	69.81メートルの地点
③⑥の地点	③⑤の地点から	9度28分56秒	16.54メートルの地点
③⑦の地点	③⑥の地点から	9度29分5秒	66.15メートルの地点
③⑧の地点	③⑦の地点から	9度29分2秒	33.06メートルの地点
③⑨の地点	③⑧の地点から	9度28分52秒	21.50メートルの地点
④⑩の地点	③⑨の地点から	9度29分14秒	21.50メートルの地点
④⑪の地点	④⑩の地点から	9度29分0秒	16.54メートルの地点
④⑫の地点	④⑪の地点から	8度7分6秒	16.49メートルの地点
④⑬の地点	④⑫の地点から	91度0分37秒	0.40メートルの地点
④⑭の地点	④⑬の地点から	6度9分8秒	6.73メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち①の地点から⑱の地点までを順に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑱の地点から④④の地点とを結んだ線、④④の地点から⑤⑩の地点までを順次に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、①の地点から⑤⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点網干(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から240度49分9.944秒 2150.97メートルの地点

②の地点	①の地点から	91度0分54秒	359.16メートルの地点
③の地点	②の地点から	95度46分58秒	2.37メートルの地点
④の地点	③の地点から	102度56分58秒	2.38メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	110度49分24秒	1.23メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	117度32分39秒	1.28メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	129度7分20秒	2.15メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	137度27分34秒	1.29メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	146度43分59秒	2.67メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	156度25分21秒	2.72メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	165度0分5秒	2.31メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	174度35分9秒	2.29メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	181度0分15秒	2.97メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	181度0分22秒	484.74メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	271度2分39秒	88.67メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	271度2分37秒	95.31メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	247度44分39秒	6.30メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	189度38分11秒	6.08メートルの地点
④④の地点	⑱の地点から	271度10分52秒	108.63メートルの地点
④⑤の地点	④④の地点から	8度37分35秒	5.60メートルの地点
④⑥の地点	④⑤の地点から	285度10分55秒	10.72メートルの地点
④⑦の地点	④⑥の地点から	271度0分41秒	101.82メートルの地点
④⑧の地点	④⑦の地点から	186度30分50秒	2.44メートルの地点
④⑨の地点	④⑧の地点から	271度10分38秒	28.14メートルの地点
⑤⑩の地点	④⑨の地点から	270度59分24秒	9.03メートルの地点

(3) 面積

ア 第1工区

面積 28,753.14平方メートル

イ 第2工区

面積 206,305.40平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

姫路市網干区浜田字南新々田1645番地から同1651番地、同1641番地、同1640番地を経て、同1635番地に

至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊸の地点 三等三角点網干(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から227度31分13.839秒 2311.63メートルの地点

㊹の地点	㊸の地点から	189度23分13秒	13.64メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から	189度23分13秒	255.04メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から	270度52分3秒	110.18メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	9度28分50秒	263.46メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	9度28分50秒	5.89メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊿の地点と㊾の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊿の地点 網干三等三角点(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から242度36分5.542秒 2104.96メートルの地点

㊾の地点	㊿の地点から	189度9分54秒	30.55メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	91度0分54秒	99.86メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	178度59分6秒	44.53メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度54分40秒	10.00メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度57分3秒	72.62メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度53分40秒	11.53メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度58分58秒	45.12メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度59分26秒	44.60メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	91度15分14秒	44.64メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度59分50秒	15.30メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	90度42分38秒	30.88メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度29分59秒	10.72メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度0分19秒	11.00メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度54分55秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度2分51秒	15.37メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度6分22秒	4.92メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度57分43秒	26.15メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度59分44秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度0分37秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度5分52秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度8分11秒	47.15メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度51分39秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度49分52秒	15.72メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度58分38秒	77.70メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度12分47秒	14.69メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度12分34秒	31.93メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度47分1秒	31.08メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度0分43秒	41.57メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度0分46秒	52.95メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	181度7分54秒	31.09メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	180度40分29秒	37.87メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	271度2分38秒	197.89メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	9度23分13秒	13.64メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	271度10分52秒	109.65メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	189度28分50秒	5.89メートルの地点

㊸の地点	㊸の地点から	271度0分41秒	149.22メートルの地点
㊹の地点	㊹の地点から	189度28分15秒	68.95メートルの地点
㊺の地点	㊺の地点から	279度30分8秒	159.92メートルの地点
㊻の地点	㊻の地点から	9度30分8秒	670.00メートルの地点

(3) 面積

ア 第1工区

面積 29,242.10平方メートル

イ 第2工区

面積 329,198.03平方メートル

4 埋立地の用途

製造業用地及びふ頭用地



兵庫県告示第871号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、昭和39年兵庫県告示第332号（建築基準法の規定による道の指定）で指定した道のうち、次の指定を取り消す。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

取消年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
6.9.10	川辺郡猪名川町猪淵字前田31番2地先里道の一部、32番3地先水路の一部	4.0	33.9
6.9.10	川辺郡猪名川町広根字北下代5番2の一部、6番2、6番4、6番5、7番2、9番3、9番5の一部、10番3、10番16、13番2の一部 同 郡同 町広根字中下代10番1の一部、10番2の一部、13番1の一部、13番2、13番3の一部、14番2、14番4、14番5の一部、14番6 同 郡同 町広根字南下代1番24の一部、3番2	4.0	203.4
6.9.10	川辺郡猪名川町広根字野尻25番1地先里道の一部、33番 同 郡同 町広根字神子ノ辻3番8地先里道の一部、3番9	4.0	174.0
6.9.10	川辺郡猪名川町広根字大上4番3地先里道の一部	4.0	47.4
6.9.10	川辺郡猪名川町広根字大上47番3の一部、811番7の一部	4.0	39.3
6.9.10	川辺郡猪名川町広根字向垣内10番2の一部、16番2、19番3の一部 同 郡同 町広根字ハザマ15番2	4.0	86.0



兵庫県告示第872号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05中播位置 0012号	6.8.28	揖保郡太子町鵜字城山前1018番1の一部	6.60	34.03



兵庫県告示第873号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0013号	6.8.29	淡路市下司字東1521番7の一部、1522番2の一部、1529番2の一部、1522番2地先里道	4.00	34.24
		同 市下司字東撫萱1591番4の一部、1591番7の一部	6.00	39.10



兵庫県告示第874号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05淡路位置 0009号	6.8.29	淡路市佐野字北條1344番1の一部、1344番4の一部、1345番2の一部、1345番4の一部	6.00	23.00
			4.00	31.38

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋三丁目436番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市曾根町2257番地の1
株式会社ソネック 代表取締役 山本貴弘
- 3 許可年月日及び許可番号

令和6年5月30日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7号（6高砂）

病 院 局 公 告

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立淡路医療センターの指定場所において、兵庫県立淡路医療センター院内保育所を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月10日

兵庫県立淡路医療センター院長 鈴木 康之

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営業務委託事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 施設の概要

ア 所在地

兵庫県洲本市塩屋1-1-137

イ 施設の名称

兵庫県立淡路医療センター院内保育所

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。
なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績等のある者

近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、徳島県に本社又は営業所等を有する法人等であって、保育施設の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続して有する保育事業者であること（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）。

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件に該当しない者

法人及びその代表者等が次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 兵庫県から指名停止措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められる者

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者

カ 認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付け成保第206号こども家庭庁成育局長通知）又は国の病児・病後児保育事業実施要綱を遵守していない（できない）者

キ 国税及び県税を滞納している者

ク 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者

ケ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定す

る観察処分を受けた団体に該当する者

コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

(7) 心身の故障により業務を適正に行うことができない者

(8) 破産者で復権を得ない者

(9) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(10) 暴力団の構成員等

3 応募

(1) 事務局

〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋1-1-137

兵庫県立淡路医療センター総務部総務課

電話：(0799) 22-1200 (代)

F A X：(0799) 24-5704

メールアドレス：Awaji_hos@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間 令和6年9月2日（月）から同年10月4日（金）まで

イ 配布場所 兵庫県立淡路医療センターホームページ (<https://www.awajimc.jp/>)

(3) 企画提案参加申込（様式第1号）

ア 提出期限 令和6年9月10日（火）17時まで

イ 提出方法 事務局宛てに電子メールにて提出

(4) 企画提案書の受付

ア 提出期限 令和6年10月4日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法 事務局宛てに郵送又は持参により提出（8部）

4 質問及び回答

(1) 質問方法

令和6年9月2日（月）から同月12日（木）17時までに、募集要領に定める様式により、事務局宛てに電子メールで提出すること。

(2) 回答方法

令和6年9月20日（金）17時までに、企画提案参加申込を行った全員に対し電子メールにより回答する。ただし、関係者などへの確認を要する質問については、期限までに回答出来ないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

5 現地見学会

(1) 日時

令和6年9月17日（火）及び同月18日（水）（両日、10時から11時まで）

(2) 集合場所

兵庫県立淡路医療センター 1F 総合受付前

(3) 参加人数

1事業者2名まで

(4) 申込受付期間

令和6年9月10日（火）から同月13日（金）まで

(5) 申込方法

申込受付期間までに、募集要領に定める様式により、事務局宛てに電子メールにより申し込むこと。

(6) その他

ア 本見学会への参加は任意であり、参加の有無が不利益になることはない。

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、現地見学会の開催を中止する場合がある。

6 委託候補者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営事業者選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置のうえ、プレゼンテーション等により審査を行い、委託候補者を選定する。

(2) プレゼンテーションの実施（予定）

ア 日 時 令和6年10月23日（水）※実施時間等詳細については、参加者へ別途通知する。

イ 場 所 兵庫県立淡路医療センター内

ウ 所要時間 1事業者30分程度（質疑応答を含む。）

(3) 委託候補者の選定方法

委員会の選定結果に基づき、委託候補者を決定する。

(4) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

ただし、審査経過や評価・点数等についての問い合わせには応じない。

(5) 選定後の取り扱い

委託候補者は、兵庫県立淡路医療センター院内保育所運営業務委託の受託予定者となる。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、プレゼンテーションを非対面のWeb形式にて実施する場合があります。

7 その他

(1) 留意事項

ア 応募者は応募書類の提出をもって本募集要領及び仕様書の記載内容、条件を承諾したものとみなす。

イ 応募に関する費用は応募者の負担とする。

ウ 応募に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

エ 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りでない。

オ 提出された応募書類は返却しない。

カ 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。

(7) 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合

(f) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(g) 本募集要領に違反すると認められた場合

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要領による。